

平成27年11月6日開催

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて . . . . . 1~4

## 上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて

### 1 見直しの趣旨

平成 25 年度から 2 か年にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向けた検証を行いました。

検証会議からは、自主的審議の活性化や人口減少に応じた委員定数の見直しなど、地域協議会の活性化に向けた様々なご意見をいただいたところです。

市では、これらのご意見やこれまでの制度の運用状況等を踏まえ、身近な地域の課題について議論し、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させる地域協議会の役割をより一層発揮するため、制度や運用の一部を見直すものです。

### 2 見直しの内容

#### (1) 諮問基準の整理・見直し

地域自治区に関する重要事項で「当該区の住民の生活に及ぼす影響」の観点から、真に必要なもののみを諮問することとし、次に掲げるものを除外します。

##### ①統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定

＜除外する理由＞

一部の公の施設の使用料については、平成 26 年度に受益者負担の適正化を目指した統一的な算定基準を設けて改定しており、今後はその基準により 3 年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を見直す予定であるため。

##### ②公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止

＜除外する理由＞

公の施設の管理運営は、指定管理者制度においても条例や業務仕様書の範囲の中で行われるものであり、住民生活に大きな影響を及ぼすものではないため。

##### ③地域自治区内の特定の地域の利用に特化した施設の廃止、管理の在り方の変更

＜除外する理由＞

使用する人が地元関係者に限定されており、それらの方々の了解が得られている施設の廃止や管理の在り方の変更については、市長の政策判断と地域住民の意向との間に齟齬が生じないため。

#### (2) 委員定数基準の見直し

現在、13 区と 15 区で異なる基準により定められている委員定数を、人口減少の現実を鑑み、全区統一の人口に基づく定数基準とします。

##### ①定数の基準

- ・最少の定数は、会議体として必要な人員を確保する必要があることを踏まえるとともに、改正前の地方自治法に定められていた人口 2,000 人未満の町村の議会の議員の上限定数を参考に、12 人とする。(現行のまま)
- ・最多の定数は、会議体として一つの結論を導き出す必要があることを踏まえ、円滑な審議が可能な人数等を考慮して 20 人とする。(現行のまま)
- ・最少 (12 人) と最多 (20 人) の人数の範囲で、人口 5,000 人毎に均等に定員 2 人を割り振る。(変更点)

人口	新基準	現 15 区基準	現 13 区基準	改正前自治法 の上限定数
2,000 人未満	12 人	12 人	12 人～14 人	12 人
2,000 人以上 5,000 人未満				14 人
5,000 人以上 10,000 人未満	14 人	16 人	16 人～18 人	18 人
10,000 人以上 15,000 人未満	16 人	18 人	18 人	22 人
15,000 人以上 20,000 人未満	18 人		—	
20,000 人以上	20 人	20 人	—	26 人

## ②各区の定数

基準とする人口は、改選のある年の前年の9月30日現在の住民基本台帳データ(外国人除く)を使用します。

地域自治区名	人口	現行定数	改正案	現行との差
高 田 区	29,113 人	20 人	20 人	
新 道 区	9,305 人	16 人	14 人	△2 人
金 谷 区	14,481 人	18 人	16 人	△2 人
春 日 区	20,470 人	18 人	20 人	2 人
諏 訪 区	1,043 人	12 人	12 人	
津 有 区	4,998 人	16 人	12 人	△4 人
三 郷 区	1,422 人	12 人	12 人	
和 田 区	5,766 人	16 人	14 人	△2 人
高 士 区	1,502 人	12 人	12 人	
直 江 津 区	18,873 人	18 人	18 人	
有 田 区	14,838 人	18 人	16 人	△2 人
八 千 浦 区	4,080 人	12 人	12 人	
保 倉 区	2,235 人	12 人	12 人	
北 諏 訪 区	1,598 人	12 人	12 人	
谷 浜・桑 取 区	1,709 人	12 人	12 人	
安 塚 区	2,601 人	12 人	12 人	
浦 川 原 区	3,508 人	12 人	12 人	
大 島 区	1,711 人	12 人	12 人	
牧 区	2,049 人	14 人	12 人	△2 人
柿 崎 区	10,157 人	18 人	16 人	△2 人
大 瀧 区	9,668 人	18 人	14 人	△4 人
頸 城 区	9,454 人	18 人	14 人	△4 人
吉 川 区	4,440 人	16 人	12 人	△4 人
中 郷 区	4,025 人	14 人	12 人	△2 人
板 倉 区	7,114 人	16 人	14 人	△2 人
清 里 区	2,888 人	12 人	12 人	
三 和 区	5,836 人	16 人	14 人	△2 人
名 立 区	2,738 人	14 人	12 人	△2 人
合 計	197,622 人	416 人	382 人	△34 人

※人口は、平成 27 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳データ(外国人除く)による。

### ③激変緩和措置

基準の見直しにより定数が4人減となる区については、次の任期の間（平成28年4月29日～平成32年4月28日）のみ、現行から2人減とする特例を適用します。

### ④欠員の補充

これまで、公職選挙法に基づく市議会議員の欠員に対する対応を参考として、定数の6分の1を超えるに至ったときに補欠委員を追加選任する取り扱いとしてきましたが、次の任期から欠員が生じた都度、速やかに委員資格者の中から市長が選任を行う取り扱いに変更します。

## (3) 公務員のうち非常勤に当たる職員の委員資格の容認

地域の貴重な人材を確保するため、公職選挙法に準じて公務員の立候補制限をしている規定を緩和し、非常勤職員の委員資格を認めることとします。

ただし、上越市の非常勤職員で、諮問や意見書の当事者（市長その他の市の機関）となりうる職及び公選制であることによる選挙事務関係の主要な役職については、職責遂行に支障があると考えられるため、従前どおり制限します。

### <従前どおり制限する職>

選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員等のほか、非常勤一般職のうち職種が施設の長等にあたる者

## (4) その他一層の活性化に向けた取組

- ① 地域の課題を把握し解決にあたるため、地域住民や団体との意見交換会の開催を一層進めるとともに、自主的審議の結果をいかすことにつながる「意見書」や「地域を元気にするために必要な提案事業」「地域活動支援事業」のそれぞれの活用方法を分かりやすく示し、内容に合った解決手法を選択してもらえるよう、サポートを強化していきます。
- ② 委員の活発な議論を促し、地域協議会の活性化を図るため、研修機会の充実等に努めます。
- ③ 地域協議会委員の役割、諮問・答申の在り方や諮問の趣旨のほか、地域を元気にするために必要な提案事業や地域活動支援事業等の説明などをわかりやすくまとめた手引きを作成し、委員のマニュアルとして活用します。また、次期改選に向けて一般市民にも公表・配布します。

## 3 各地域協議会との意見交換の状況

### (1) 実施期間

平成27年7月30日（木）～9月1日（火）

※7月14日には地域協議会会長会議を開催

### (2) 主な意見

#### ①諮問基準の整理・見直しについて

- ・「真に必要なもののみを諮問する」としているが、行政側の勝手な判断で、必要なものまで諮問しなくなるのではないか。
- ・指定管理者制度の導入や廃止は影響が少ないと言えないのではないか。
- ・除外した事項の情報提供を早めにしてもらいたい。

- ・(仮称)厚生産業会館や水族博物館など、全市的に影響があるものは、全区に諮問や意見聴取などすべきではないか。

#### ②委員定数基準の見直しについて

- ・基準を5,000人刻みにすること、定数が偶数であることにこだわらなくていいのではないか。
- ・各区の実情に応じた設定にできないか。
- ・激変緩和措置は必要ないのではないか。
- ・欠員補充は公募で行うべきではないか。
- ・現状、支障がないので定数の見直しは不要ではないか。
- ・定数に面積割を加味できないか。
- ・定数が減少することには疑問を感じる。

#### ③非常勤職員の委員資格容認について

- ・市の代弁者にとらえられてしまうのではないか。

#### ④一層の活性化に向けた取組について

- ・地域との意見交換や自主的審議への取り組み方について、もっと行政のサポートが必要。
- ・研修会や地域との意見交換などを充実すると、逆に委員の負担が増えることが懸念される。
- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」など、制度の内容を総合事務所職員にもしっかり教えてほしい。

#### ⑤その他

- ・女性や若い人から委員になってもらえるような制度にできないか。
- ・公募委員が増えない原因をしっかりと分析すべき。
- ・報酬または費用弁償の拡大が必要なのではないか。
- ・政務調査費のような活動費をみるべきではないか。
- ・もっと地域協議会に権限を与えることでやる気がおきるのではないか。
- ・自分たちの意見がどの程度市政に反映されているのか見えない。
- ・委員のなり手がいない中、公職選挙法に基づく公募公選制は必要なのか。
- ・任期の見直しはしないのか。

### 4 今後のスケジュール

市議会12月定例会	上越市地域自治区の設置に関する条例改正案(委員定数の変更)及び上越市地域協議会委員の選任に関する条例改正案(委員資格の見直し)を提案
12月	地域活動フォーラムの開催
3月	委員公募
4月中旬	委員選任
4月29日	委員任命

